

## 「ごみステーションの新設（移設）条件について」

☆新設（移設）計画段階に、環境課及び美化センターと協議を行って下さい。

- 1 既存ごみステーションの活用を充分に検討して下さい。
- 2 新設については以下の①～⑩を満たして下さい。なお、基準を満たしていない場合、新設を認めることはできません。

チェック

①新設ごみステーションは、10軒以上で使用するものであること。

②ごみステーション設置に関し、土地所有者、管理者及び近隣住民の承諾を必ず得ていること。

また、法令等により規制がある場所については、所管課と協議を行い、許可等を得ていること。

③収集に際し、私道を通行せざるを得ない場合は、設置者等地区において承諾を得ること。

④収集車が容易に通行できる道路に面していること。

また、可能な限り対面通行が出来る場所とすること。

⑤収集車が容易に停車でき、収集中は収集車が近隣住民や通行者の妨げとならない場所とすること。

⑥収集車が、バック、切り返しなどを行わずに収集し、収集後は無理なく通り抜けることが出来る場所であること。

⑦急勾配、急カーブ、植え込みなど見通しの悪い場所は避けること。

⑧道路交通法上の停車禁止、通行禁止区域等制限がある場所は避けること。

⑨消火栓、交差点、横断歩道、バス停などの周辺は避けること。

⑩設置者等地区において、清掃など適正管理に努めることができること。

また、マンション、ハイツ等集合住宅については管理会社などが、責任をもって定期的に清掃など維持管理を行うこと。

令和 年 月 日

(宛先) 相生市環境課長

《設置者》

自治会

住 所

会 長

《マンション、ハイツ等の場合》

管 理 会 社

管理責任者

### ごみステーションの新設（移設）について

みだしのことについて、ごみステーションは設置者等地区のものであり、清掃等その維持管理について、責任をもって行う必要があることを充分に理解した上で、下記のとおりごみ収集場所の新設（移設）について、よろしくお願ひいたします。

#### 記

1 収 集 場 所 別紙見取図のとおり

2 新設（移設）日 令和 年 月 日 ( )

3 収 集 開 始 日 令和 年 月 日 ( )

#### 承認後について

- ・相生市のごみ出しルールを守ること
- ・ごみステーションにおけるトラブルについては、設置者等地区において解決すること
- ・相生市のごみ出しルールに則らずに排出され、収集されずに残っているごみは、原則設置者等地区において処分すること
- ・適宜、清掃に努めること
- ・マンション、アパートの場合は別紙同意書を提出すること
- ・上記について守られない場合、収集を中止する場合がある

《マンション、ハイツ用》

ごみステーション管理同意書

年　　月　　日

相生市長 様

ごみステーションを設置するにあたり、相生市のごみの出し方を遵守し、ごみステーションにおける分別が出来ていないなど、相生市から連絡があった場合は、速やかに片付けるとともに、指導・管理することに同意します。

また、上記のことが極めて困難な場合、または維持管理上問題があるときは、ごみの収集を中止されても異議を申し立てません。

記

1 マンション、ハイツ名

2 設 置 場 所 相生市

(管理会社・管理責任者等)

住 所

管理会社名

管理責任者

電 話

## 《標題》

### ごみステーションの新設（移設）について

ごみステーションの新設（移設）については、収集の効率性や事故防止などの観点から、詳細なルールを設けており、それらをすべて満たさない限り、設置（移設）することはできません。

ごみステーション設置をお考えの際は、必ず事前に別紙の「ごみステーションの新設（移設）条件について」をご確認いただき、市環境課へご相談下さい。